令和６年３月２９日

小売市場関係者各位

京都市産業観光局
地域企業イノベーション推進室
（電話：２２２－３３４０）

# 令和６年度「京都市商店街等環境整備事業補助金」の交付申請受付について

京都市では、市内の商店街や小売市場等の活性化を図るため、魅力あふれる買い物環境づくりに取り組む事業への補助制度を設けています。

この度、**令和６年度「京都市商店街等環境整備事業補助金」の交付申請受付**を下記のとおり実施しますので、**補助金の活用を予定されている場合は必ず御提出ください**。

記

・　令和６年度希望調査（令和６年１月２６日付）に事業計画を提出されている事業を優先しますので、今回、新たに提出される事業については、補助金の交付ができない場合があります。

　また、希望調査を御提出いただいた事業についても満額の補助ができない（予算の範囲内で按分のうえ減額する）場合があります。予め御了承ください。

## １　受付期間

令和６年４月１日（月）～同年５月３１日（金）

## ２　補助対象者

⑴　商店会

⑵　小売市場

## ３　補助対象事業及び補助内容

各事業の詳細は別紙１「補助対象事業の詳細」のとおり

※　補助金交付申請額の１，０００円未満は切捨て

※　補助対象期間は、令和６年４月１日から令和７年３月３１日までです。

## ４　提出書類

別紙２「提出書類一式」のとおり

※　様式の電子データは、「京都市　地域企業イノベーション推進室」で検索いただき、京都市商店街等環境整備事業補助金交付申請受付のページからダウンロードしてください。

＜掲載ページＵＲＬ＞

https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000324248.html

※　申請書の押印又は署名は不要です。ただし、押印又は署名いただいた申請書を拒否するものではありません。

## ５　提出方法

持参、郵送又はＥメール（chiikikigyo@city.kyoto.lg.jp）での御提出をお願いします。

**Ｅメールアドレスで御提出される場合は、必ず本市に架電いただき、本市が受信したことを御確認くださいますよう、お願いいたします。**

## ６　その他

⑴　申請は、**補助対象者１者当たり１申請**に限ります。

⑵　令和７年３月３１日（月）までに事業が完了するものに限ります。

⑶　提出された書類を基に**ヒアリング調査等を実施し、採択・不採択、交付予定額を決定**します。

⑷　やむを得ず交付決定前に事業を開始する場合は、交付決定前着手届を必ず提出してください。**交付決定を受ける前に着手した場合は、補助金を交付できません**ので御注意ください。

⑸　アーケード改修等については、事業着手前にアーケード連絡協議会での協議が必要となりますので、改修を検討されている商店会は補助金交付決定の有無に関わらず、アーケード連絡協議会事務局（所管：建設局道路河川管理課、℡２２２-３５６４）まで御連絡をお願いします。

## ７　お問合せ先

⑴　京都市産業観光局地域企業イノベーション推進室（℡２２２－３３４０）

⑵　京都小売市場連合会（℡７４６－４５１４）

## ＜今後の流れ＞

### １　「施設設置・改修事業」

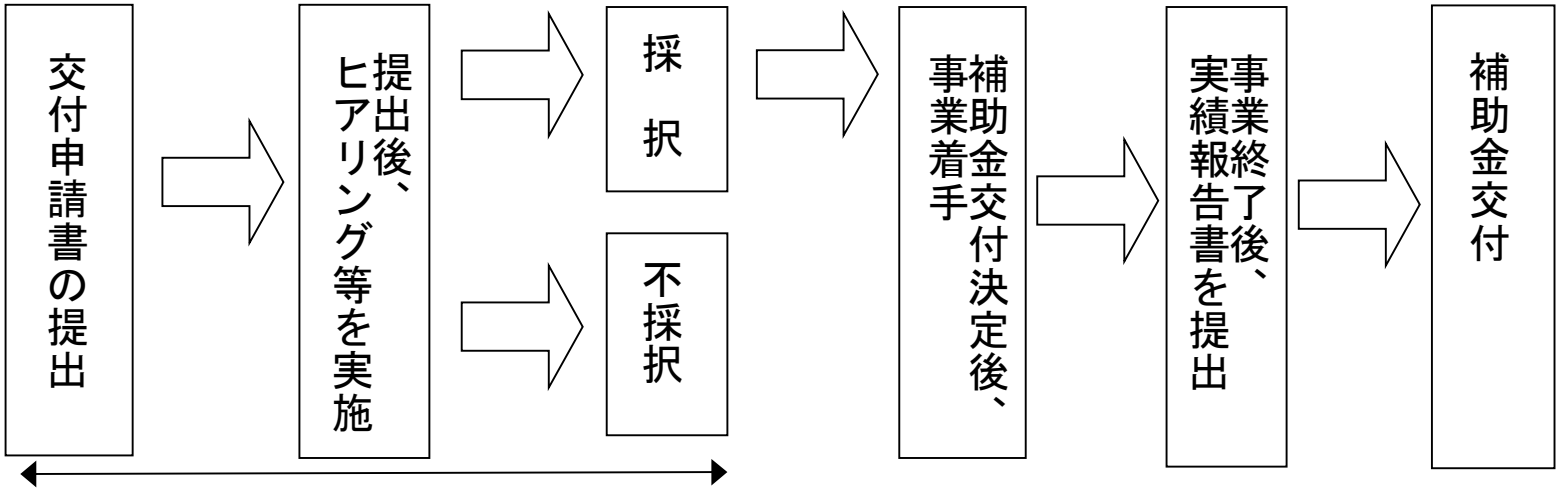

# 別紙１　補助対象事業の詳細

## ○商店街等環境整備事業

### １ 施設設置・改修事業

ア　補助対象団体

商店会、小売市場

イ　補助対象事業

アーケード、カラー舗装、街路灯、統一看板、放送設備、案内板、消防用機械器具、防犯カメラ、ＡＥＤ等の設置・改修、街路灯の水銀灯をＬＥＤ電球へ交換

ウ　補助金の額

ａ　国庫補助を受けずに実施する場合

・　補　助　率　　３分の１以内

・　補助限度額　　２００万円

ｂ　国庫補助を受けて実施する場合

・　補　助　率　　９分の１以内

・　補助限度額　　２００万円

エ　補助対象経費

上記イのために必要と認められる経費

# 別紙２　提出書類一式

| 補助事業名 | **本申請**　書類 | |
|---|---|---|
| **施設設置・改修事業** | ①京都市商店街等環境整備事業補助金交付申請書（施設設置・改修事業、空き店舗対策事業用）（第３号様式）<br>※第３号様式の２「事業予定表」含む<br>②事業予算書（第５号様式）<br>③借入金の返済方法（借入金がある場合のみ）<br>④事業計画書（施設設置・改修事業、空き店舗対策事業用）（第６号様式）<br>⑤補助事業に要する費用の見積書（写し）<br>⑥事業計画を承認する総会又は理事会の議事録<br>⑦定款又は会則<br>⑧当該年度の事業計画書及び予算書<br>⑨前年度の事業報告書及び決算書<br>・その他市長が特に必要と認める書類<br>※交付決定前に事業を開始する場合は、交付決定前着手届（第８号様式）の提出をお願いします。 | ○設計図及び設置場所を表したもの<br><br>（防犯カメラ設置事業のみ以下の書類）<br>○プライバシー保護に関する事項を規定した防犯カメラ運用規約等 |